

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容及びその不開示部分の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
1-144	1371	ZB289	<p>①4頁(一4一) 2 金額、金利、返済期間について 経済協力部より、<b>輸銀</b>から、本借款を引出すことは困難で、<b>結局</b>、<b>海外経済開発基金</b>を利用しなければならぬ。<b>基金</b>は、現在104億あり、来年は100億増加する見込みであると説明があった。</p> <p>これに対し、伊関局長は、来年は100億増し、次年度から200億ずつ増すとすれば、<b>基金</b>から、毎年<b>■</b>ドル宛払うことは可能だと思ふ。大体請求権<b>■</b>経済協力<b>■</b>とすれば、この<b>■</b>を5年以上に払えばよいと思ふ。返済期間としては7年据え置き、10年ないし15年間返済ぐらいいなければ適当でないと思ふ。また、経済協力が分については今後5年間について決めると同時にその後もそのときの状況に応じて考慮する余地があるというような形式にした方が韓国側は喜ぶだろうと述べた。</p> <p>③6頁(一6一) 経済協力部栗山事務官は、借款を<b>輸銀と基金</b>の二本立てとすることも考えられるかもしれないが、実際は大蔵省がなるべく<b>基金</b>を使わない方針なので、二本立てとすると<b>結局輸銀</b>ばかりになってしまおうとおそれがあると述べていた。</p>	<p>対韓経済協力として提示することが検討されていた具体的な金額、借付の供与元となる金融機関の検討過程及び韓国の対日請求権の政府部内で試算した具体的な金額及び供与実施機関が記載されている。</p>	<p>この情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題の対処方針ないし解決策の一つとして日本が検討していた対韓経済協力の実施に関して政府部内で検討した具体的試算額及び供与実施機関であり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、このような情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程がまびらかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。</p>
2-68	1627	ZB145	<p>①2頁(一2一)1行目から2行目までの約2行分 これに対し韓国側は、桑港における平和会議に参加し得なかった殊に対する面子の問題もあるものの如く、成るべく今回の会談を大きく恰好をつけんとし、予め打合せたる議題のみならず日韓防共協定の如き高度の政治的意義ある協定を締結する構想を漏らすに至っている。梁大使が総理に面会を求めて来たのも、そのような下心のあるかためであるとも察せられる。</p>	<p>日韓両国間における基本関係調整における韓国側の対応について、外務省内部における評価が忌憚らない率直な意見として記載されている。</p>	<p>この情報は、日韓国交正常化交渉における韓国側の対応について外務省内部で検討した結果が率直な見解として記されており、公表することが予定されていないものであるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。</p>
2-68	1627	ZB145	<p>②5頁(一5一)の左から3行目及び2行目の約2行分 上記①と同じ。</p>	<p>上記①と同じ</p>	<p>上記①と同じ</p>

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容	不開示理由に関する被告の主張の要旨
1-182	1627	ZB145	<p>①2頁(一2一)1行目から2行目までの約2行分(日韓両国間の基本関係調整に関する方針(案)26. 10. 29の一部)</p> <p>予ての総司令部外交局との打合せに基づき、現在進行中の日韓交渉において、我が方は、在留朝鮮人の法的地位を討議するのみであって、その他の一切の問題については単に韓国側が将来交渉の課題として取り上げざることを希望する事項についてその見解を聴取することと定めるとの立場を執っている。</p> <p>二 これに対し、韓国側は、桑港における平和会議に参加し得なかつたことに対する面子の問題もあるもの如く、成るべく今回の会談を大きく格好をつけんとし、予め打ち合わせたる議題のみならず日韓防共協定の如き高度の政治的意義ある協定を締結する構想を漏らすに至っている。梁大使が総理に面会を求めてきたのも、そのような下心のあるがためであるとも察せられる。</p>	<p>日韓両国間における基本関係調整における韓国側の対応について、外務省内部における率直な意見として記載されている。</p>	<p>この情報は、日韓国交正常化交渉における韓国側の対応について外務省内部で検討した結果が率直な見解であり、公表することが予定されていないものであるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとして行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外務事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(情報公開法5条3号及び6号)。</p>
1-182	1627	ZB145	<p>②5頁(一5一)の左から3行目及び2行目の約2行分</p> <p>「日韓両国間の基本関係調整に関する方針(案)26. 10. 31」中にあるが、上記①と同一文である。</p>		



通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容	不開示理由に関する被告の主張の要旨
1-182	1627	ZB145	<p>③3頁(一3)約2行分(日韓両国間の基本関係調整に関する方針(案)26. 10. 29の一部)</p> <p>(三)右条約の内容については一応日蘇基本条約の型が参考となるが、特に注意すべき諸点は左のとおりである。</p> <p>(イ)日韓両国間の親善関係の具体的内容としては、政治上は差し当たり道義的のものとし、防共協定の如きものは避けることとするも、<b>経済上においては韓国の復興再建に積極的に協力をすること。</b></p> <p>(ロ)我が方の有した朝鮮財産の膨大なるにかんがみ、韓国側の対日請求は原則として一切放棄すること。●●●(約2行分不開示)●●●</p> <p>(ハ)在留朝鮮人の法的地位、船舶帰属問題等今般の交渉において成立することあるべき協定内容も適当なものは、本基本条約の一部として包摂する形式を執ること。</p>	<p>財産・請求権問題に関する個別事項について日本政府の具体的な方針、見解及び交渉戦略が記載されている。</p>	<p>この情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する日本政府の具体的な方針、見解及び交渉戦略であり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、このような情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程がまばりかかされ、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。</p>
1-182	1627	ZB145	<p>④7頁(一7)2行分(日韓両国間の基本関係調整に関する方針(案)26. 10. 31の一部)</p> <p>(三)右条約の内容については一応日蘇基本条約の型が参考となるが、特に注意すべき諸点は左の通りである。</p> <p>(イ)日韓両国関係の再出発点となる条約として、政治的意義及び道義的香気の高いものたらしめるが、差し当たり防共協定の如きものは避けること。</p> <p><b>他方経済上においては、韓国の復興再建に積極的に協力し、且つ、文化面においても協力を示すこと。</b></p> <p>(ロ)韓国側の最大関心事たる国内朝鮮人の居住その他の処遇問題については、●●●(16字分不開示)●●●(行政上の実際の制約より純〇的(裁判所注:判読不能)、抜本的な措置を施し得ない。)</p> <p>(ハ)●●●(10字分不開示)●●●我が方の有した朝鮮財産の膨大なるにかんがみ、韓国側の対日請求は原則として一切放棄すること。●●●(約1行半分不開示)●●●</p>	<p>追加開示がされた不開示部分の内容</p>	<p>この情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する日本政府の具体的な方針、見解及び交渉戦略であり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、このような情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程がまばりかかされ、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。</p>

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容及びその後の記載の内容	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-69	1629	ZB146	<p>①3頁(一3一)右から4行目から6行目までの約2行分</p> <p>この点に関し、先方が希望すれば、(韓国は対日猜疑心深き故、押しつけがましき印象を与えぬよう留意の要あり)、復興に関する経済協力、文化協力につき大綱のみにても規定する共に、別に書翰等の形式により「平和条約調印後の外交政策審議要綱」中の適当な事項を含む長期的、大局的なわが方の対韓態度を先方に徹底させ置く要があろう。</p>	<p>当時の韓国における対日感情及び漁業交渉の展望について検討した結果、内閣部において検討した結果、公表することにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあること、韓国との間に適正な外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。</p>	<p>この情報は、当時の韓国における対日感情及び漁業交渉の展望について外務省が独自に有している情報に基づいて内部で検討した結果が率直な見解を交えて具体的に記されており、公表することが予定されていないものであるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあること、韓国との間に適正な外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。</p>
2-69	1629	ZB146	<p>②4頁(一4一)左から2行目及び1行目の約2行分</p> <p>かかる環境にあつて、漁業交渉が永引き、マッカーサーラインが撤廃され自由出漁が可能になつてから交渉をなすことは、国内漁業者のプレシヤグループにより外交当局が交渉上窮屈な立場に立つ惧も考慮にいれる要があろう。</p>	<p>日韓会談における基本条約案作成の可否に関する日本政府の具体的な交渉戦略が記載されている。</p>	<p>この情報は、日韓会談における財産・請求権問題における韓国の主張に対する日本政府の具体的な交渉戦略及び対処方針であり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、このような情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程がまひらかにされ、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。</p>
1-184	1629	ZB146	<p>〇3頁(一3一)から5行目、6行目</p> <p>①のうち「復興に関する経済協力、文化協力につき大綱のみにても規定する共に」の部分</p>	<p>日本の在韓国財産の価額について政府部内で検討した具体的な試算額が記載されている。</p>	<p>この情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となつてきた財産・請求権問題における日本の在韓国財産について日本政府部内で検討した具体的な試算額であり、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、このような情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程がまひらかにされ、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。</p>
1-238	1809	ZB73	<p>〇13頁(一13一)21行目から22行目までの約半行分</p> <p>The Japanese properties, including those privately owned, the total value of which amounted to 2.3 billion dollars...</p>	<p>日本の在韓国財産の価額について政府部内で検討した具体的な試算額が記載されている。</p>	<p>この情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸案事項となつてきた財産・請求権問題における日本の在韓国財産について日本政府部内で検討した具体的な試算額であり、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続しており、このような情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程がまひらかにされ、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。</p>



通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-10	1046	ZB94	<p>②14頁(一14-)右から3行目から5行目までの約3行分 (田中)自由放任にすれば、韓国の魚は、全部日本にとられてしまう。また、李ラインを越えて出漁をした日本船は拿捕されたものの数倍に登るだろう。先方の言い分も無理はない。</p>	<p>日韓外交正常化交渉を目的とした日韓会談の再開における日韓間の懸案について外務省内で協議した際の率直な意見が具体的に記載されている。</p>	<p>②の不開示部分に記載された情報は、日韓間における懸案事項の一つである「漁業権問題」を解決する上で障害となっていた具体的な問題について外務省内部で検討した際、韓国側からの視点に立って推認した率直な見解であり、あくまで、外務省内部の推認による見解であるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあることにより、行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。</p>
2-34	1126	ZB113	<p>②73頁(一73-)約4行分 5 会談妥結を困難ならしめる韓国側の事情 『しかしながら、従来の経緯、とくに最近における学生デモ発生以来の韓国世論の動向を観察するに、たとえ韓国政府筋は「7」対「3」のレベルで妥結するところまで進んできたとしても、韓国一般世論はまだこの程度のバーゲンすら承認する程十分には熱しておらない。すなわち「36年の怨」はまだ20年では十分沈静していないことを示している。さらに「8」対「2」や「9」対「1」のバーゲンでは、日本側でも国会や世論の支持が得られないので、せいぜい「7」対「3」のかねあい程度とならざるを得ない。日本の有力紙の論説や評論家のコメントが日韓正常化を賛成する場合も、いずれもいわゆる大局論に基づく安易な妥結を戒め、筋を通じた慎重な交渉の要を強調していたことが想起されよう。』</p>	<p>「(日韓)会談妥結を困難ならしめる韓国側の事情」として、韓国世論の動向及び日本に国内事情等を分析・検討した内容、経過等が個別具体的に記載されている。</p>	<p>この情報は、日韓会談の進め方について、韓国世論等の動向及び日本に国内事情等を分析・検討した内容、経過等及び当時の内閣総理大臣の見解、指示等であるところ、公にすることにより、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあることにより、行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることと認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。</p>

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-34	1126	ZB113	<p>追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容</p> <p>③85頁(一84一)に「次頁不開示」と記載されている部分</p> <p>北鮮との人的往来問題については、総理の御感触は、pro韓国的であり、「経済的に北鮮の方が優位にある現在、日本として北鮮にそれほど手をかけてやる必要はない」との御意向が示され、北鮮貿易関係者の本邦入国は、少くともオリンピック終了まで認めないようとの御指示が下された。同じく政経分離についても、北鮮と中共とを同列に論ずる要なく、北鮮については、中共もより厳しい措置がとられて然るべきであるとの方向が示された。</p>	<p>「日韓会談の進め方」について当時池田総理大臣が指示した内容が個別具体的に記載されている。</p>	<p>この情報は、日韓会談の進め方について、韓国の世論等の動向及び日本に国内事情等を分析・検討した内容、経過等及び当時の内閣総理大臣の見解、指示等であるところ、公にすることにより、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるとして行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。</p>
2-35	1127	ZB56	<p>○38頁(一38一)の上から3行</p> <p>なお、杉道助氏は、1961年10月以来、老躯をおして日韓会談の首席代表としての重責を果たしつつあったが、■■■■(不開示部分)■■■■12月14日逝去された。権名外務大臣は、12月16日、日清紡会社長榎田茂氏にその後任を要請したが、榎田氏は固辞した。次いで三菱電機相談役高杉晋一氏に要請し、1965年1月6日に決定をみた。</p>	<p>杉道助日韓会談首席代表の逝去に伴い、外務省内において、第7次会談開始に向けて新首席代表を選定した具体的経緯が記載されている。</p>	<p>この情報は、日韓会談新首席代表が最終的に高杉晋一氏に決定するまでの経緯が具体的に詳細に記載されており、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとして行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。</p>
2-35	1127	ZB56	<p>②80頁(一80一)6行目から9行目までの約3行分</p> <p>しかし、そのうちにこの交渉は立ち消えになったようである。その理由については韓国側が星島氏では河野氏ほどの実力者でないところから乗り気にならなくなったという観測がある(以下略)</p>	<p>河野國務大臣(当時)が進めていた韓国首脳との日韓会談再開の裏交渉が立ち消えになった経緯及び理由の分析等が具体的に記載されている。</p>	<p>この情報は、日韓会談再開の裏交渉が頓挫した経緯及び理由等であり、事柄の性質上、表沙汰にされない外交交渉におけるいわゆる水面下の交渉経緯等であるところ、公にすることにより、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるとして行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。</p>



(別紙6)追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-35	1127	ZB56	<p>③81頁(一81一)7行目から9行目            (...岸元総理が「河野氏は、自分が表面に出ると利権がからんでいようといわれたり、大野伴睦氏のと看と同じく■■■■不開示部分■■■■が表面に出るおそれがあるので、裏面に留まるといっている。また星島氏では河野氏ほど自分の責任で相当話ができないので、韓国側は最初の思惑から外れたようだと評していたとある。)</p>		

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-43	1277	ZB121	<p>〇8頁(一8-)右から4行目から6行目までの約3行分                      (1)法務省の考えは、治安当局、計〇(裁判所注:判読不能)、今日の衆院法務委員会の空気でバックアップしており、<b>この度の外務省のやり方は、真に遺憾だ</b>。上司の間で再度話し合っって貰いたいと切望する。</p>	<p>大村収容所に収容されていた韓国人の抜いに関して、内田入国管理局長の発言内容が具体的に記載されている。</p>	<p>この情報は、大村収容所に収容されていた韓国人についての対応に関し、入管局長が外務省に対する要望として述べた率直な見解であり、公にすることは全く想定されていないものであるから、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある。また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。</p>
2-44	1296	ZB122	<p>〇7頁(一7-)右から6行目から9行目までの約3行分                      右の如き抑留者釈放問題の交渉と並行して韓国側は中絶中の日韓会談を早期に再開したいとの趣旨で懸案事項についての日本側の腹を探りたがっている。日韓会談再開の案件として従来韓国側の掲げていたものは、<b>(イ)久保田発言の撤回と(ロ)日本側の対韓財産請求権の放棄にある。</b>                      右に対し日本側は早くより(イ)久保田発言の撤回は差し支えない(ロ)財産請求権については全談において互譲の精神を持って実際の解決を計るとのラインで応酬していたが、約半年前より財産請求権問題については米国政府の解釈(日本は露港平和条約により対韓財産請求権は失ったがその事実を韓国側は対日請求権の査定に当たっては考慮に入るとするもの)を基礎としてはどうかとの考え方を非公式に先方にサウインドしており、最近に至り韓国側も右案に賛成し来ている。<b>ただし日本側としては右案はまだ外務省限りの非公式の案であり、大蔵省及び与党との調整を了え正式の日本側の考え方とするまでには最小1か月を要するとの態度を取っている。</b></p>	<p>財産請求権問題に関する外務省の見解が具体的に記載されている。</p>	<p>この情報は、財産請求権問題に関し、外務省内部で検討した内容であり、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある。また、行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。</p>



通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-66	1618	ZB143	①109頁(-109-)最終行から110頁(-109-)に「次頁不開示」と記載されている部分の約2行分 (木) 外務次官更迭問題 従来リベラリストとして知られダウリングのよきpartnerであった金次官が罷免され、崔がこれに代わったことは不幸なことと思う。彼は柳と同じ型の間で信用がおけない。	国交正常化に向けた日韓会談に関する米国の見解及び米国大使の発言に対する日本側政府関係者の個人的見解が具体的に記載されている。	この情報は、いずれも北朝鮮帰還問題及び日韓国交正常化に向けた日韓会談に関する諸問題について述べられた米朝側の具体的見解、あるいは、米国大使の発言に対する日本側政府関係者の個人的見解であり、いずれも、公表することを予定せずになされたものであるから、公にすることにより、米国のみならず韓国の信頼関係が損なわれるおそれがあるとして行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における各外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-66	1618	ZB143	③187頁(-186-)最終行から188頁(-188-)上から4行目までの約4行分 3 次の中川より、本朝は柳大使が伊関局長を訪問、いわゆるcompensationの問題につき秘密にしても絶対極秘良から何か約束してくる様との申入れがあり、自分たちの間でどういことが可能かということを研究しているところ、一応の案文を事務的だが作ってみたいところであると述べた。■は柳が如何に極秘といっても決して信用できぬ、米国は過去に於いてにがい経験は何度もしている、日本が直接に韓国に対し約束されることは得策な様には思えないとの意見を述べた。	国交正常化に向けた日韓会談に関する米国の見解及び米国大使の発言に対する日本側政府関係者の個人的見解が具体的に記載されている。	この情報は、いずれも北朝鮮帰還問題及び日韓国交正常化に向けた日韓会談に関する諸問題について述べられた米朝側の具体的見解、あるいは、米国大使の発言に対する日本側政府関係者の個人的見解であり、いずれも、公表することを予定せずになされたものであるから、公にすることにより、米国のみならず韓国の信頼関係が損なわれるおそれがあるとして行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における各外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-66	1618	ZB143	⑤291頁(-290-)の欄外(マ大使の発言中の「柳くんの纏々発表するステートメント」の注記である。) 三宅意見 仰とり無きのみならず、我が国の政府及び大臣に対しても非礼である。普通の公使があのようなことを言えば、直ちに召喚要求ものである。いつもであるが、黙認していい。〇〇ないものと慢性的になつてしまいうか。けじめをつけるべき所は、はっきり注意すべきであらう。	上記と同じ	上記と同じ

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-70	1631	ZB147	<p>追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容</p> <p>①10頁(一10-)右から7行目から9行目までの約3行及び10頁最終行から11頁(一11-)1行目までの約2行分</p> <p>二 打合事項</p> <p>(一) 遣韓使節に対する訓令案</p> <p>大野案を中心として検討。松本顧問より(1)国連グループは究極に於いて朝鮮をどうする積りであるか、(2)李承晩政権に対してアメリカは如何なる考え方をしているかについて設問、大野参事官よりアメリカは大戦になれば朝鮮より撤兵するであろうがそれ以外には出来る限り朝鮮を固めようと言う態勢である。朝鮮を含めた防衛協定と言った考え方も情勢によっては必ずしも反対ではないと思われている。李政権については内心必ずしも満足しているわけではない。倭島局長より、朝鮮についてのアメリカの基本的な者はこの2~3年少しも変わっていない、朝鮮だけでは保持し得ないと思っており、国際連合に責任を押し付けてアメリカはコミットしないと言う立場である。李政権については、満足しているわけではないが、替りがないというのみである、と述べ、更に田中部長、大野参事官等より、アメリカは別に李を特にサポートしているわけではないので、現政権について更に内閣の基盤を拡大して連立政権にすると言うことも考えられる、と発言があった。また倭島局長より、松本顧問が行かれた際には、知日派と英米派とがそれぞれ如何なる反応を示すかを見て来て戴きたいと発言があった。</p>	<p>追加開示がされた不開示部分の内容</p> <p>当時の対朝鮮半島政策に対する米国の具体的な認識内容及び具体的な応方針及びこれに関する外務省の率直な評価的見解が具体的に記載されている。</p>	<p>不開示理由に関する被告の主張の要旨</p> <p>この情報は、いずれも、日韓国交正常化交渉に向けて外務省内部において検討するために議論した際の忌憚のない具体的な意見等を内容とするものであり、公表されることが予定されていないものであるから、このような情報を公にすることにより、米国及び韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。</p>
2-70	1631	ZB147	<p>②14頁(一14-)最終行から15頁(一15-)1行目までの約1行分</p> <p>(六)韓国児童に対する贈物について倭島局長より、本件について首相は「こちらが買いたい位だ」との意見であったが、次官よりは、何か書いて示して呉れとの要求があった。と説明した。</p>	<p>追加開示がされた不開示部分の内容</p> <p>日韓国交正常化交渉を実現するための具体的な対韓政策について、政府関係者の率直な所感的見解が具体的に記載されている。</p>	<p>不開示理由に関する被告の主張の要旨</p> <p>上記と同じ</p>



通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容について被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-70	1631	ZB147	<p>⑤32頁(-32-)右から5行目の5文字分(二)案文の構成字句等については、西村局長より、前文二を1条にし、2条を3条に繰り下げ、五の通商関係を3条に、在日朝鮮人問題を4条に、請求権処理を5条にして以下繰り下げることにすればよいとの意見があり、力石事務官より、前文に日貨排斥を阻止するための通商関係の平等互恵を入れること、通商関係に相互主義の文字を入れることは韓国側に選択権を与える感があり[面白くない]との意見があり、重光課長より、在日韓国人問題の前段は通商航海条約の処と重複すると述べ、以上の意見を参照して第二案を作成し、休暇中に研究を乞うことになった。</p>	<p>日韓国交正常化交渉を実現するための具体的な対韓政策について、政府関係者の率直な所感的見解が具体的に記載されている。</p>	<p>この情報は、いずれも、日韓国交正常化交渉に向けて外務省内部において検討するために議論した際の忌憚のない具体的な意見等を内容とするものであり、公表されることが予定されていないものであるから、このような情報を公にすることにより、米国の信賴関係が損なわれるおそれがあることと行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国の及ぶ韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。</p>
2-77	1684	ZB154	<p>○4頁(-4-)19行目及び20行目の約2行分  <b>6 韓国は米國にとってもまことに扱いにくい相手であるが、...</b></p>	<p>韓国についての忌憚のない率直な評価的な見解が具体的に記載されている。</p>	<p>この情報は、韓国を訪問した米国情務次官補が非公式の懇談において、個人的かつ内密に語った韓国についての忌憚のない率直な評価的な見解であり、公にすることが全く想定されていないものであるから、このような情報を公にすることにより、日本政府と米政府との信賴関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信賴関係が損なわれるおそれもあり、また、米及ぶ韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。          なお、通し番号1-195の不開示部分がある。</p>

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-83	1695	ZB67	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容 ○18頁(-18-)8行目から14行目までの約6行分 5 国連との関連における韓国の地位の問題についてあまり話が出なかったが、韓国の野党が国連においてひさしく朝せん問題の審議が行われたいことを取り上げ、政府のたいまんなりと攻撃していることに対処せんとするたためこれを取り上げたにすぎない(最高訪米の表向き目的が国連問題であったこともかか理由による。)今回の訪米は長官就任後はじめのものであったが、同長官は総じてよい印象を各方面に与えたと思う。ジョンソン大統領、ハンフリー副大統領との会見は短時間かつぎれいなものに過ぎなかったが、両氏とも長官のエネルギーがかつ率直なアプローチに好感をもったようであったと聞いている。自分のみるところでも以前に比べて大分成長したという感じがする。特に内政に対する同長官のセンスは相当高く評価してよいと思う。ただし長官自身政治家として大きな将来性があるかどうかは同氏が全くボク大統領の「引き」によって立っており、かつ彼自身何ら政治的フォローアップを持っていない点からして疑問であると考え。	韓国情勢に関する我が国の見解を踏まえ米国の忌憚らない率直な見解が具体的に記載されている。	不開示理由は、韓国情勢に関する率直で忌憚らない意見の一部であり、公にすることが全く想定されていないものであるから、このような情報を公にすることにより、日本政府と米政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-91	1792	ZB165	○85頁(-85-)6行目から7行目までの約2行分 3) 杉氏起用のbackgroundは承知していないが、もし岸氏や石井氏が起用されれば、これより悪い人選はないと確信する。韓国側には日本の内政事情についての認識が全く欠けている。	ライシャワー米大使が李用熙韓国外務部長官と会談した際のライシャワー米大使の発言の内容として、日韓国交正常化交渉の日本側代表選定に関して、具体的な氏名を挙げた上でその人物が選定された場合についての評価的な見解が具体的に記載されている。	この情報は、日韓国交正常化交渉の日本側代表選定に関するライシャワー米大使の忌憚らない率直な見解であり、公にすることが全く想定されていないものであるから、このような情報を公にすることにより、日本政府と米政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。



通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容及びその主張の主旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-93	1796	ZB167	<p>追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容</p> <p>②(ア)18頁(一)17-10行目から19頁(一)18-1行目までの約9行分、(イ)同頁10行目の約11行分、(ウ)20頁(一)19-4行目から5行目までの約2行分、(エ)21頁(一)20-19行目から22頁(一)20-1に「次頁不開示」と記されている部分)</p> <p>(ア)とくに革命裁判所、検察部長朴蒼岩大佐が、その代表で容易に問題を理解せず、強気、一点張りの態度を改めないで、頭をいためている。米国側としては、過敏な措置は米国の対韓世論を悪化させるばかりでなく、日韓会談に積極的な池田総理以下日本政府の立場をも困らせる結果になるというように韓国側に申入れられている次第である。</p> <p>(イ) (当面一般の関心は朴正熙議長の張都峽に対する扱い方に集中しており、米国としてその説得が効を奏し、朴正熙が必ず張都峽の死刑を軽減するだろうとはあえて予言できないが、現在得ている情報によれば、張都峽の死刑が執行されることにはなまるまいというに大体一致している。</p> <p>(ウ) 米国が張都峽を買っているから、この問題に熱心であるというのではなく、張都峽の扱い如何が今後の張勉内閣の閣僚の処遇をも示唆すると考えられ、これは一つの原則問題であるという見地に立っているわけである。</p>	<p>追加開示がされた不開示部分の内容及びその主張の主旨</p> <p>韓国情勢に対する米国側の分析及び具体的な対応状況が記載されている。</p>	<p>不開示理由に関する被告の主張の要旨</p> <p>この情報は、いずれも在日米国外務省書記官によって提供された韓国の政情等についての機密情報等であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。</p>
2-93	1796	ZB167	<p>(工) ……パーカー大使はこの気持ちを受け、朴正熙にうまく働きかけた結果、求刑が無期懲役にとどまったわけである。</p>	<p>追加開示がされた不開示部分の内容及びその主張の主旨</p> <p>韓国情勢に対する米国側の分析及び具体的な対応状況が記載されている。</p>	<p>不開示理由に関する被告の主張の要旨</p> <p>この情報は、いずれも在日米国外務省書記官によって提供された韓国の政情等についての機密情報等であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。</p>
2-93	1796	ZB167	<p>③27頁(一)25-1)10行目から28頁(一)26-1)2行目までの約4行分</p> <p>(2) もつとも、崔長官の派日は、日本側の腹を探ることが主目的であり、同長官が現軍事政権内においてアウトサイダーではないとしても、イナグループでない事実からして何らかの実質的な譲歩をする権限を与えられていたと考えるのは一部論理的である。このような(以下開示部分)譲歩は当然ソウルで行われるべきものである。</p>	<p>追加開示がされた不開示部分の内容及びその主張の主旨</p> <p>韓国情勢に対する米国側の分析及び具体的な対応状況が記載されている。</p>	<p>不開示理由に関する被告の主張の要旨</p> <p>この情報は、いずれも在日米国外務省書記官によって提供された韓国の政情等についての機密情報等であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。</p>

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-93	1796	ZB167	<p>④34頁(-33-)の約3行分 尹大統領はその際、バーガー大使に対し、政治活動浄化法のゆえ辞任するつもりであると述べるとともに、自分は李承晩政権はひどい政府であった、張勉政権は混乱を招いたと考えており、自分は今でも軍事クーデターは必要であったと思っている、この見地からこれまで軍部政権を支持して来たわけである。</p>	<p>尹大統領が駐韓米大使に話した、自らの政治方針について率直な意見が記載されている。</p>	<p>この情報は、いずれも在日米国外務省書記官によって提供された韓国の政情等についての機密情報等であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国外務省との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国外務省との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政府機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国外務省と韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。</p>
2-93	1796	ZB167	<p>⑤(ア)48頁(-47-)最終行から49頁(-48-)2行目までの約2行分、(イ)同頁6行目から9行目までの約4行分 (ア)3 裴義煥大使は、日韓問題の諸懸案、とくに請求権問題の内容につきあまりよくわからず、かつ勉強して自分の考えをまとめるという気持ちもない。政治的な力がないこともあって、単なるrubberstampであると認めざるを得ない。 (イ)4 (当方より文哲淳政務局長がヴィエトナムに転出し、台湾大使館の陳弼植参事官が政務局長に任命されたとの報道を示したのに対し)陳弼植参事官の方がずっとよい。自分は陳が李承晩政権の末期、駐日代表部にいた際に相手にしたことがあるが、態度が硬くて扱いにくい人物であった。文がヴィエトナムに送られたことはいずれにしろ好ましいこととは思わない。</p>	<p>韓国政府についての米国外務省の率直な評価が記載されている。</p>	<p>上記と同じ</p>



通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-94	1798	ZB168	<p>追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容                      ○5頁(一5一)8行目から6頁(一6一)1行目までの約4行分及び同頁8行目から最終行までの約3行分                      (裁判所注:中共問題に関する総理の質問に対し)ハリマンは、正確な国内世論を推測することは困難であるが、世論調査に現れる結果は常に絶対的に承認反対論である。自分個人としては中共が内部崩壊するとは考えないが、中ソ不和の結果ソ連の援助も止められ、経済的にも中共は非常な困難に遭遇していると思われるので、<b>ここ当分は放置しておくことが宜しかるべく、そうすれば現在の急進的な指導者が追われてすしは穩健な指導者が出てくるかもわからないし、そういうことになれば結構であると思う旨を述べ、総理は米国はそれですませようが、日本の場合はなんと早く片付けなければならず、その意味でなんらか手をのばすことが考えられるが、直接中共に手をのばそうとする場合には台湾の問題が介入しては手を伸ばすべきでない。しかし方向としては手を伸ばすべきであるとの考えが強いと述べられた。ハリマンは<b>それにしても現在のような国民を圧制のもとにおいているような非人道的なやり方がなくなつたあとでやるべきである</b>と述べ、総理は先にアメリカなり日本なりから手を伸ばす方が中共を変えさせやすいという考えもあると答えられた。</b></p>	<p>追加開示がされた不開示部分の内容                      ハリマン米国務次官補が中国共産党政府に関して述べた忌憚のない率直な評価的見解が具体的に記載されている。</p>	<p>不開示理由に関する被告の主張の要旨                      この情報、中国共産党政府に関する忌憚のない率直で見解であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、中国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び中国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。</p>

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容及びその主張の主旨	不開示理由に関する被告の主張の主旨
2-96	1805	ZB170	<p>追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容</p> <p>①11頁(-11-)最終行から13頁(-13-)11行目までの約1頁と12行分(-11-に「次頁不開示」と記されている部分を含む)3(質問に対し)ラスクより、キューバ問題につき、次のとおり述べた。キューバの情勢には2つの事態の発展がある可能性あり、そのいずれも好ましいものと思う。1つは、共産党がカストロ及びそのヒゲの一派(バレルバドス)を政権から追い出すことである。この場合には共産党はカストロの有する一種の人氣を失う。今1つはカストロが共産主義者を追い出すことである。その場合の利は自明である。キューバは経済的に極めて困難な状況にある。キューバのソ連との貿易は、キューバの輸出超過となっている。ただし、ソ連のキューバに対する援助は主として軍需品であり、またソ連はキューバにクレジットを与えているが、その引出については、一度に引き出すことを許さず、少しずつ利用することしか許さぬ状況である。(笑いながら)米国が自由諸国の船がキューバへの物資輸送に当たたらぬよう希望するものも、このような状況を考慮してのことである。米州はナチスの勢力に若干侵された以外、外部の勢力に侵されたことはない。キューバの事態について米国のみならず、米州諸国が非常な危ぐの念を抱くのは当然である。現在のところキューバが外部に侵攻する可能性は少ないと思う。キューバ人の間には、米国はカストロがクアンタナモの米軍基地を攻撃してくれれば好都合であるがと願っているのではないかとみられる向きもある。ラスクはまた笑いながら、米国はキューバ糖の代わりに他のソースから砂糖を購入しているが、そのためカストロの健在を願う自由陣営の国もあると述べた。</p>	<p>追加開示がされた不開示部分の内容及びその主張の主旨</p> <p>ラスク長官がソ連情勢及びキューバ情勢に関して発言した内容が具体的に記載されている。</p>	<p>不開示理由に関する被告の主張の主旨</p> <p>この情報は、いずれもソ連情勢、キューバ情勢及び中国情勢等に関する米国政府要人の忌憚のない率直な見解あるいは日本側と米国側の率直な意見交換の内容であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国との間ににおける外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。</p>
2-96	1805	ZB170			<p>上記と同じ</p>



通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容 容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-96	1805	乙B170	<p>追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容</p> <p>③16頁(-16-)13行目から最終行までの約8行分、17頁(-17-)6行目から12行目までの約7行分</p> <p>8 朝海大使より、戦後米国の対ソ概念は甘く、1947~8年頃まで米ソ関係は親密であったとの印象が日本にある。一例を挙げれば、中央終連の自分の同僚たる一高官が、終連内の2名の共産党員を免職せんとしたところ、GHQの一中佐が自分の同僚に対し、そのような非民主的措置はいかぬ、お前こそ免職だと述べたことがあると述べた。これに対し、ラスクは、米国は戦争直後からソ連に対する不信を持っていたが、只今のお話は興味深い。当時の米国としては、militarismとこれに反対する勢力という面で考えていたかもしれないと述べた。ハリマンより、自分が駐ソ大使の際、終戦時にソ連は北海道を占領したいと申し出たが、自分は即座に、本国の訓令を仰ぐことなく、これを却けた。(しばらくして笑いながら)米国に訓令を仰いだら、ソ連の要求に応ぜよとの議論が米国政府内で出たことをおそれたこともあって、諮問しなかつたものである。自分が帰任のため東京を通過せる際、マックアーサーに対し、共産主義のなんたるかを説明したが、マックアーサーがこれを理解するのには大分時間がかかったと述懐していた。</p>	<p>追加開示がされた不開示部分の内容 容についての被告の主張の要旨</p> <p>ソ連情勢、米ソ関係、日ソ関係に関して日本側と米国側の率直な意見交換の内容が具体的に記載されている。</p>	<p>不開示理由に関する被告の主張の要旨</p> <p>この情報は、いずれもソ連情勢、キューバ情勢及び中国情勢等に関する米国政府要人の忌憚のない率直な見解であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。</p>

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-96	1805	ZB170	<p>⑤28頁(-28-)最終行から31頁(-31-)3行目までの約2頁と4行分(-28-)に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分を含む。</p> <p>3 次いでラスクより次の発言があった。「米国の得ている情報では中共が来たる2年以内に核爆発を行う見通しが非常に強い。中共は既に核兵器の完成に必要な科学的技術的データは持っており、これに基づいて核兵器の開発に大きな力を注いでいる。情報によると、連は1959年頃より核兵器開発に関して中共を援助することを停止し現在中共の開発努力を懸念の目をもって見ている... (中略)... いずれにせよ近く予想される中共の核爆発成功がどのような影響をおよぼしどのような対策を要するかについては米国もまだ明確な答えを持っていない。今後日米間でこの問題を協議したい。」</p> <p>これに対し本大臣は重要な問であるから協議研究することとしたいと答えた。</p> <p>ラスクは更に「米国は中共の核兵器保有を阻止するためには外交面では核実験停止協定と非核保有国の核兵器保有を禁止する協定とを交渉中である... (中略)... 中共は最近数か月刊行物を通じて中共は自ら核兵器を開発する権利を放棄するつもりはないと述べているので、中共が核爆発に成功する可能性は種々厄介な問題を提起することになる」と語った。</p>	<p>ラスク國務長官がソ連情勢及び中国情勢に関して発言した内容及びそれに対する大平大臣の発言内容が具体的に記載されている。</p>	<p>この情報は、いずれもソ連情勢、キューバ情勢及び中国情勢等に関する米政府要人の忌憚のない率直な見解あり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。</p>



通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-101	1821	乙B175	<p>①26頁(一26一)2行目から3行目までの6文字 池田 それにはステップがある、日本には世界観を異にする人たちがおり、これらの人を力でおしまくるわけにはいかないの、なるべく皆を納得させてやっていきたい。 金 民主主義のルールに従うのはよいことだが、結局社会党その他は、死なない限り考えを変えないだろう。 池田 社会党その他の人達の考えを変えるのではなく、それらの人々があきらめるといふが無茶な反対をしなくなるようにしたいと考えているのである。</p> <p>②51頁(一51一)2行目の6文字分 上記①と同じ</p>	<p>日韓国交正常化交渉に反対する日本の社会党等その他について金鍾泌韓国中央情報部長の忌憚のない率直な評価の見解が記載されている。</p>	<p>不開示理由は、韓国政府要人が、日本社会党等について述べた評価の見解であり、このような情報を公にする事により、日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあること、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。</p>

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-102	1823	ZB74	<p>①1頁ないし5頁(一に「前5頁不開示」と記載されている部分)</p> <p>昭和17年10月18日付け「金鍾泌中央情報部長の訪日及び訪米に関する米大使館員の内話について」と題する書面</p> <p>1 在韓米大使館より報告を受け取ったが、これによれば、同大使館は朴議長はじめ韓国政府首脳が来るべき金鍾泌中央情報部長と池田総理及び大平外務大臣との会談に非常に重要性をもたせしており、これが日韓関係史上において決定的な出来事になるだろうと考えている旨理解しているとのことである。</p> <p>2 金情報部長の訪米に関して在韓米大使館より米國務省に宛てた電報の写しが到着したが、その主な内容は次のとおりである。</p> <p>(1) 在韓米大使館が金部長の訪米の際米側との間に話し合われると予想する問題は次の3つである。</p> <p>(イ) 日韓問題：金部長は日本政府との話し合いをすませて渡米するので、その話し合いの結果について米側に説明することになる。</p> <p>(ロ) 韓国国内情勢：米国側は民政移管を迎えて政治活動がどの程度正常な姿に戻されるかにつき金部長に説明を求めることになる。</p> <p>(ハ) 米国の対韓援助：米国の対韓援助の額や用途が討議されようが、同時に韓国におけるインフレーションの問題とこれら防ぐための方策につき検討が行われよう。(裁判所注：次ページに続く。)</p>	<p>金韓中央情報部長の訪日及び訪米の意義等について、在日米大使館書記官が非公式に語った率直な見解が具体的に記載されている。</p>	<p>この情報は、金韓中央情報部長の訪日及び訪米の意義や同部長に関する米国側の率直な見解であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるものもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。</p>



通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-102	1823	ZB74	<p>(2)在韓米大使館は金部長訪米の意義を同部長をして韓国情勢に関する米国の見解を十分に認識せしめることにより、以後韓国に於いて米国の意向がより効果的に反映されるようにすることにありと考えている。</p> <p>(3)また、在韓米大使館は、金部長は、非常に民族主義的な人物であり、非難に対して気を遣ねやすが、他面、他人の意見にも耳を傾け率直にまた権限をもった反応を示すので、同部長との会談、並びに同部長の扱いに際しては、米側は慎重に行動しなければならぬし、また、彼の韓国内での重要で影響力の大きい地位にかんがみ、米側が多分の努力を行うことは意味があることであるとしている。</p>	<p>金韓中央情報部長の訪日及び訪米の意義等について、在日米大使館書記官が非公式に語った率直な見解が具体的に記載されている。</p>	<p>この情報は、金韓中央情報部長の訪日及び訪米の意義や同部長に関する米国の率直な見解であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれることもある。また、米韓及び韓国との間に外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。</p>
2-102	1823	ZB74	<p>②10頁(一5一)最終行から11頁(一6一)「次頁不開示」と記載されている部分</p> <p>3. 全体の印象として金部長が有能であり韓国の将来ということをも真剣に考えている人物といえるであろう。軍政権の中心人物であることに間違いないが、朴議長の右腕といえるか、その辺りの関係はどうもよく分らない。</p> <p>配布先 大臣、次官(以下省略)</p>	<p>訪米した金韓中央情報部長に関する、米国の率直な見解が具体的に記載されている。</p>	<p>上記と同じ</p>

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容 容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-105	1876	ZB79	①1頁(一1一)本文5行目の8文字、同頁本文7行目の約1行分、同頁本文8行目から2頁(一2一)1行目までの約2行分(会食中藤山氏)日韓関係は調整を要するのと切なるもこの間の周旋をなし得るはただだ総統1人と考える。米国は適任でない日本の韓国に対する主張の中に無理があると思われながら率直に指摘していただきたい。(総統)自分も大陸反攻を第一の目標として(これは暗に自分には大陸反攻という最重要の仕事あり他に力を注ぐ余裕なしとの意味もとれた。)大陸を奪回すれば大陸と通商することを欲している一部日本の貿易業者をも満足させようこととなりいろいろな問題が解決する。	台湾の蔣介石総統と後に外務大臣に就任する藤山愛一郎氏が、非公式の懇談において、日韓関係について議論した忌憚のない率直な見解が具体的に記載されている。	この情報は、いずれも、日韓国交正常化交渉等に関し、台湾、中国、米国、英国及び韓国の政府要人が述べた忌憚のない率直な見解であり、いずれも非公式に発言されたものであるから、公にすることが想定され、日本及び韓国政府、中国、米政府、英国政府、韓国政府、中国、米政府との信頼関係が損なわれるおそれがある行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、台湾、中国、米国、英国及び韓国の間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-105	1876	ZB79	②22頁(一19一)本文10行目から23頁(一20一)2行目までの約3行分 最後にオフレコードとして感情一点張りの韓国対日態度には中国としてもにがにがしく思っていると言った田。	日韓国交正常化交渉における韓国政府の対応について、中国政府要人がオフレコードで述べた心情的に記された評価的な見解が具体的に記載されている。	上記と同じ
2-105	1876	ZB79	③28頁(一25一)本文9行目及び10行目の約2行分 1 日韓交渉について(本使より米側の対韓申入れにつき謝意を表したに對し) アジアにおける自由貿易結束のためにも日韓交渉の成功を望むこと切なるものがあるが、自分も韓国で参事官をしていたので李大統領の日本に対する不信、反感の根強いことを体験しており、恐らく死ななきや(pass away)なおらないのではないが、日本としても氣長に辛抱強くやっていただきたい。	井口大使が藤山外務大臣に宛てた昭和35年4月7日発信の「在華米大使の談話に関する件」と題する電信文にあり、日韓国交正常化交渉における韓国李大統領の対応について、ドラムライト在華米大使が談話として述べた忌憚のない率直な評価的な見解が記載されている。	上記と同じ



通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-105	1876	ZB79	④35頁(一32-)本文1行目の5文字、同頁本文2行目の3文字及び37頁(一34-)1行目の8文字 18日 <b>韓国大使</b> が今回の政変に関し内話すると2回次のおり。 <b>同大使</b> の立場もあり本電取扱御注意を請う。 (中略) なお昨年政変の時 <b>マコナギー米大使</b> が深入りしすぎ、とかくの批評を買ったので、今回は米側も慎重静観のようである。マグルーダー大將の声明も立ち消えになった恰好だ云々。	35頁の不開示部分はいずれも韓国の政府要人の表示であり、韓国ジャーナラーに関する情報を提供した者を特定するものであり、37頁の不開示部分は米国の政府要人の表示である。	この情報は、いずれも、日韓国交正常化交渉等に関し、台湾、中国、米国、英国及び韓国の政府要人が述べた忌憚のない率直な見解であり、いずれも非公式に発言されたものであるから、公にすることが想定されていけないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と台湾政府、中国政府、米政府、英国政府及び韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがある。と行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、台湾、中国、米国、英国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-105	1876	ZB79	⑤49頁(一46-)最終行から50頁(一47-)1行目までの約1行分 英国は1960年の海洋法会議の際せめて外側6海里だけでも出漁可能水域にしようとして努力したが、 <b>インドのフサシメソンの邪魔立てにより</b> 達成できなかったのは遺憾であると述懐していた。	大野在英大使が、ヒューム英国外務大臣に、日韓交渉の現状を報告した際、懸案事項の一つとなっていた漁業問題に関し、ヒューム英国外務大臣が、英国における同様の漁業問題について、英国案を達成できなかった原因について述べた忌憚のない率直な個人的見解が具体的に記載されている。	上記と同じ
2-105	1876	ZB79	⑥55頁(一52-)3行目から4行目の5文字 大野氏から先に韓国に使用した際朴氏と妓生を待らして一夜痛飲し肝胆あい照らしたことを話したところ総統は日本は <b>韓国の妓生</b> よりもおそろしき共産党の虜とならぬようご注意願いたいといひ吉田元総統は今度は選挙にお立ちならぬそうだが、おときになられたらゆっくり御来台願いたいものだ并希望した。	大野特使が台湾を訪問し、蔣介石総統と会談した際に、蔣総統が、韓国政府要人について述べた忌憚のない率直な見解が具体的に記載されている。	上記と同じ

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-109	1915	ZB84	<p>追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容</p> <p>①229頁(-229-)1行目から2行目までの約1行分                  (ロ) 被圧迫民族(朝鮮)の解放と独立は、第二次大戦後のもっとも高い国際法の原則である。(中略)このような考え方の結果、朝鮮人は、第二次大戦の寵児として、あたかも日本に対し戦勝国であり、陳謝を要求すべきであるかのとき錯覚を今なお持っている。かれらがこの思い上がった雲の上から国際社会の通念と外交会議の常識の適用するレベルに降りて来ない限り日韓問題の眞の解決はあり得ない。この大前提の下に対案を考えてみる。</p> <p>②241頁(-241-)4行目の5文字                  (三)実力増強                  冒頭、韓国の思いがり態度は、わが方に実力のないことよっていつそう助長されている。元来、事大主義的な韓人は強き者には屈し、弱き者には横暴である。竹島問題……</p>	<p>追加開示がされた不開示部分の内容</p> <p>日韓会談が決裂した原因について外務省内で検討協議した際の韓国民、韓国政府等に対する忌憚のない率直な評価的見解が具体的に記載されている。</p>	<p>不開示理由に関する被告の主張の要旨</p> <p>この情報は、いずれも、外務省内部における検討協議における見解であり、公にすることが全く想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがある。また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。</p>
3-14	692	ZB53	<p>〇19頁(-19-)の後ろから約3行分及び20頁(-20-)の最初の約1行分                  (四)なお、洪法務局長は、韓国側が、前会談において日韓併合条約等、日本国と旧大韓帝国との間に締結された全ての条約及び協定の無効を確認することを主張し、日本側が「無効」を「日本国と大韓民国との関係において効力を有しないと改めることを主張した点」に言及し、休戦会談が成立し、38度緯が境界線となった場合、中共は間島(居住者の90%は朝鮮人)を北鮮に与えるという情報がある。このため、韓国政府としては、そうした場合を考慮して、間島の清領有を約束した日本と清国との条約の効力については特に意見を留保して置きたい旨を内話した。</p>	<p>追加開示がされた不開示部分の内容</p> <p>「日韓交渉会議議事要録(十五)」第二回基本関係部会」と題する文書中にあり、上記会談において、韓国の洪法務局長(当時)が、日本と旧大韓帝国との間において締結された条約等の無効を確認することを主張した際に、中国と北朝鮮との国境に位置する間島に関する情報に基づいて言及した見解が具体的に記載されている。</p>	<p>不開示理由に関する被告の主張の要旨</p> <p>これは、中国と北朝鮮との国境に位置する間島に関する情報に基づいて韓国の洪法務局長(当時)が言及した見解であり、極めて率直な内容が含まれているため、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法第5条3号)に該当する。</p>



通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容について被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
3-39	1824	ZB75	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容 ③92頁(一91一)下から1行目から93頁(一92一)上から1行目までの約2行分 4 竹島問題 大平大臣より、 <b>社会党がいつも政府攻撃の材料に使う問題でもあるから、是非ICJ(国際司法裁判所)に訴えを約束してほしいと述べたのに対し、金部長は、そのような約束はできない。なぜなら、本件は当初から日韓会談とは関係がなかったもの</b> を日本側が途中でいたずらに取り上げたものだからである。本件は国交正常化後に徐々に時間をかけて解決するのが賢明であると述べた。	追加開示がされた不開示部分の内容 金鐘泌韓国中央情報部長と大平外務大臣との間の竹島問題に関する会談結果の要旨であり、具体的に率直な見解が記載されている。	不開示理由に関する被告の主張の要旨 この情報は、金鐘泌韓国中央情報部長との会談における大平外務大臣の竹島問題に関する見解であるが、発言内容の案の部分も、会談結果の要旨の部分も、我が国の具体的に率直な見解が記載されているものであり、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報(法第5条3号)に該当する。
3-41	1826	ZB77	①12頁(一12一)上から4行目の約1行分 この種の法律的紛争は、「国際司法裁判所の公正な判断によって解決するのが最も適当であるのみならず、 <b>国交正常化交渉の際、双方が面子を保ちつつ困難な問題を一時棚上げする効果があるので、韓国側も国交正常化後は本件国際司法裁判所への提訴に必ずしも同意しないことだけにとりあえず是非予約してほ</b> しい。(提訴及び応訴は国交正常化後とな	追加開示がされた不開示部分の内容 金鐘泌韓国中央情報部長との会談における大平外務大臣の竹島問題に関する発言内容の案として、具体的な見解が記載されている	不開示理由に関する被告の主張の要旨 これは、金鐘泌韓国中央情報部長との会談における大平外務大臣の竹島問題に関する具体的な見解(発言内容の案)である。竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。 以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的な対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(法第5条3号)
3-45	1879	ZB81	08頁(一48一)下から8行目から1行目までの約8行分 1-238(3-36)の文書(文書1809)の16ページと同一である。		

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容 容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
4-4	714	ZB28	<p>①66枚目から67枚目上部にかけての部分(田中竜夫)先般訪韓の際にも申し上げてきたところであるが、東京に韓国代表部があるのに対して、我が方の出先が設けられていない。日本の代表部、外交機関を置くことを許していただきたい。これは、日本国民全部の希望である。日韓交渉を成立せしめる上から、韓国の事情を知り、連絡を密にすることは、是非必要なことである。また、先般内務部でうかがってきたところであるが、日本からの密貿易が韓国の共産党を財政的、経済的に支える資金となっていることである。ついでには、日本で共産党を調査している国警、公調の出先機関を韓国に置かせて、双方反共の立場から共産党情報をとって交換することとしたい。代表部が設置されれば、この要員も送られることとなるが、それ以前でもこの問題は是非早急に実現するよう考慮されたい。</p>	<p>「韓国親善使節団・自民党日韓問題懇談会懇談記録」と題する文書中にあり、昭和36年7月5日に行われた韓国親善使節団と自民党日韓問題懇談会との懇談において、田中竜夫議員(当時)が韓国親善使節団に対し述べた韓国における日本代表部設置についての独自の見解が記載されている。</p>	<p>これは、韓国における日本代表部設置についての田中竜夫議員の独自の見解及びこれに対する韓国側の見解であるが、内容的には極めて率直なものであり、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報(法第5条4号、6号)に該当する。</p>
			<p>②67枚目下部から68枚目にかけての部分(上記①に引き続く部分) (答)非常によい意見を承った。代表部の設置問題については、団長の責任において直ちに政府に報告する。個人的意見ではあるが、国交正常化が早急に実現すれば、その暁には双方とも大使館が設置されることになり、代表部というような過渡的なものはなくすむのではないかと考える。第2の問題については、全く賛成で直ちに政府に報告する。そういう調査員を交換し合うことはよい考えである。</p>	<p>上記田中竜夫議員の見解が記載されている。 韓国側の見解が記載されている。</p>	<p>上記と同じ</p>

注「不開示理由に関する被告の主張の要旨」についてこの欄の記載のうち、「法」とは「情報公開法」を意味する。



(別紙 7)

本件各文書の一部開示部分又は韓国側開示文書で既に公にされている当該  
試算・査定の額の前提とされた実測的又は統計的な金額・数値等

前注：括弧内の記載は、当該事実を認定した証拠である。

また、韓国の対日請求 8 項目については、対象項目を網羅的に掲げてある  
が、他の対象項目でまとめて議論されるなどしたため、当該項目に具体的記  
述がされていない部分もある。

## 第 1 韓国の対日請求 8 項目

### 1 第 1 項（朝鮮銀行を通じて搬出された地金と地銀の返還を請求する。）関係

#### ア 基礎となる数値

(ア) 地金銀の数量 (乙 A 3 7 6 [- 1 3 -])

a 地金 2 4 9, 6 3 3, 1 9 8. 6 1 g (約 2 4 9 t)

b 地銀 6 7, 5 4 1, 7 7 1. 2 0 g (約 6 7 t)

(イ) 地金銀の価格 (乙 A 3 7 6 [- 1 3 -])

a 地金 終戦時評価額 (1 g = 3 円 8 5 銭) 9 6 2 百万円

現在評価額 (1 g = 4 0 5 円) 1 0 1, 1 0 1 百万円

b 地銀 現在評価額 (1 k g = 1 1 千円) 7 4 3 百万円

(ウ) 鮮銀大阪支店預託の地銀について (乙 A 8 2 [- 3 8 -])

約 2 0 t (2 億円相当)

#### イ 日本側の査定

0 (乙 A 3 4 4)

### 2 第 2 項 (1 9 4 5 年 8 月 9 日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済を請 求する。) 関係

(通信局関係)

(1) 郵便貯金, 振替貯金, 郵便為替

ア 基礎となる数額 (甲 1 4 4 [- 1 1 -])

	金額 (千円)	左記金額中日本人に 支払われた金額 (千円)
(ア) 郵便貯金	1, 123, 183	936, 171
(イ) 振替貯金	176, 809	3, 520
(ウ) 郵便為替	1, 671	12, 672
(エ) 合計	1, 301, 663	953, 363

イ 日本側の査定

郵便貯金等の総額 1 3 億 0 1 6 6 万 3 0 0 0 円から日本人に対する支払額 9 億 5 3 3 6 万 2 0 0 0 円を差し引いた 3 億 4 7 8 0 万円を原則として支払う (甲 1 4 4 [- 1 1 - 及びその前後])。

(2) 国債及び貯蓄債券等

特になし

(3) 朝鮮簡易生命保険及び郵便年金関係

○ 基礎となる数額及び日本側の査定

朝鮮簡易生命保険及び郵便年金関係の 1 9 4 5 年 1 1 月 3 0 日現在総額は 1 2 4 百万円 (1 億 2 4 0 0 万円) である (甲 1 4 4 [- 1 4 - 及びその前後])。

(4) 海外為替貯金及び債券

特になし

(5) 太平洋米軍陸軍総司令部布告第 3 号によって凍結された韓国受取金

特になし

3 第 3 項 (1 9 4 5 年 8 月 9 日以後韓国から振替又は送金された金員の返還を請求する。) 関係

(1) 8 月 9 日以後朝鮮銀行本店から在日本東京支店へ振替又は送金された金員



特になし

- (2) 8月9日以後、在韓金融機関を通じて日本へ送金された金員

特になし

- 4 第4項（1945年8月9日現在韓国に本社、本店又は主たる事務所があった法人の在日財産の返還を請求する。）関係

- (1) 連合国最高司令部閉鎖機関令によって閉鎖清算された韓国内金融機関の在日支店財産

- (2) SCAPIN1965号によって閉鎖された韓国内本店保有法人の在日財産

- 基礎となる数額（上記(1)及び(2)につき）

これらの具体的な金額は不明であるが、「日本側は、（中略）「旧朝鮮に本店又は主たる事務所を有していた法人の旧朝鮮人株主に対する残余財産の分配留保額」（第9回小委員会に提出）を含む諸種の資料を提出した」とされており（乙A336 [「韓国の対日請求要綱」との書き出しの一覧表の6枚目]），当該資料が韓国側開示文書として既に公にされているものと推認することができる。

- 5 第5項（韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓人の未収金、補償金及びその他の請求権の弁済を請求する。）関係

- (1) 日本有価証券

特になし

- (2) 日本系通貨

特になし

- (3) 被徴用韓国人未収金

- 基礎となる数額及び日本側の査定

韓国側が提出した1950年のSCAP書簡に示してある未払金額（2

37百万円)を日本側で精査した結果については、国立公文書館つくば分館において一般に公開されている史料「経済協力・韓国105」(②65-0001-12698)において、要旨下記のとおり記録されている(甲144)。

記

四 司令部渉外局から在日韓国ミッションに通知された237,000,000円は、司令部からのClaim from Koreaの覚書に基づいて、1949年(昭和24年)12.21C・P・Cに大蔵省より報告された左記のような内容の司令部算出推定

調査先	件数	債務額概算 (円)	(円)
国家地方警察本部	2	1,708.00	
運輸省中央气象台	1	2,400.00	
郵政省	2	304.73	
	4	555.67	
	11	362.46	
	17	1,222.86	
農林省(林野庁)	1	532.00	
	1	58.00	
	2	590.00	
宮内庁	24	4,780.11	
	27	3,123.75	8,005.86
	51	7,903.86	530,700.00
運輸省(船員局)	311	417,500.00	
法務府	127,161	60,047,992.43	
	2,075	940,150.50	
	129,236	60,988,142.93	



旧陸軍		9,000,000.00	
旧海軍	55,823◎	56,301,431.77	在外会社
労働省		110,843,254.53	7,397,721.48
		(4,582,401.54)	閉鎖機関
	総合計	237,564,153.95	240,383.22
供託済み		4,582,401.54	その他
郵便貯金		9,450,428.03	3,908,272.34
銀行預金		13,465.49	
有価証券		55,448.57	
未払金		96,741,510.90	

(中略)

労働省報告は、次のような錯誤があった。

未払金 92,130,4千円

郵便貯金 7,156,4千円

計99,286,9千円

実際は、下記のようなになる。

供託済み 4,582,4千円

未払金 4,611,1千円

郵便貯金 229,4千円

銀行預金 13,5千円

有価証券 55,4千円

労働省 計11,555,4千円

したがって、(総)計額は、138,271,8千円となる。

(4) 戦争による被徴用者の被害に対する補償

ア 基礎となる数額

(7) 移入朝鮮人労務者数等

○ 1939~45の移入朝鮮人労務者数 (甲143の1)

厚生省勤労局

Number of Korean Contract Workers Brought Into Japan  
Proper Annually by Type of Work Assigned, 1939-45

Year <sup>1</sup>	Total number	Type of work assigned		Construc- tion and civil engineer- ing	other work including factories
		Coal Mining	Metal Mining		
1939 . . .	38,700	24,279	5,042	9,379	
1940 . . .	54,944	35,431	8,069	9,898	1,546
1941 . . .	53,492	32,099	8,988	9,540	2,865
1942 . . .	112,007	74,576	9,483	14,848	13,100
1943 . . .	122,237	65,208	13,660	28,280	15,089
1944 . . .	280,304	85,953	30,507	33,382	130,462
1945 <sup>2</sup> . . .	6,000	1,000		2,000	3,000
total 1939- 45 <sup>3</sup>	667,684	318,546	75,749	107,327	166,062

1 - Fiscal year commencing on 1 Apr. of year indicated and ending  
31 Mar. of following year

2 - Estimated for first quarter of fiscal year (April through June)

3 - Total number brought into Japan. Number of Koreans leaving  
Japan or transferring from previously assigned industry not  
available

Source: Data submitted by labor Bureau,

Welfare Department



米国戦略爆撃調査団著

”戦時日本の生活水準と人力の活用” P 1 3 0 付属表

○ 朝鮮人労務者対日本動員数調 (甲 1 4 3 の 1)

年 度	計 数	石炭山	金属山	土 建	工場 その他	計
昭和 1 4 年	85,000	34,659	5,787	12,674		53,120
昭和 1 5 年	97,300	38,176	9,081	9,249	2,892	59,398
昭和 1 6 年	100,000	39,819	9,416	10,965	6,898	67,098
昭和 1 7 年	130,000	77,993	7,632	18,929	15,167	119,821
昭和 1 8 年	155,000	68,317	13,763	31,615	14,601	128,296
昭和 1 9 年	290,000	82,859	21,442	24,376	157,795	286,432
昭和 2 0 年	50,000	797	229	836	8,760	10,622
計	907,300	342,620	67,350	108,644	206,073	724,787
終戦時現在		121,574	22,430	34,584	86,794	365,382

備考 1. 昭和 1 9 年計画数年度中途において326,000に変更せられたり

2 昭和 2 0 年計画は第 1 4 半期計画として設定せられたものである。

大蔵省管理局編「日本人の海外活動に関する歴史的調査」の朝鮮編第 2 1 章「戦争と朝鮮統治」より。

○ 移入朝鮮人労務者数 (昭和 2 0 年 3 月末) (甲 1 4 3 の 1)

項 目		総 数	募 集	徴用あつせん
割当認可数		711,505	195,204	516,301
移入者数		604,429	148,549	455,880
減 耗 数		328,567	129,074	199,493
減    耗	(期間満了)	(52,108)	(32,445)	(19,663)
	(不良送還者)	(15,801)	(7,137)	(8,664)
	(逃走者)	(226,497)	(78,181)	(148,816)
	所在不明	209,750	70,438	139,312
	発見送還者	4,121	2,760	1,361
	復帰者	12,626	4,983	7,643
	(その他)	(46,306)	(16,294)	(30,012)
現 在 数		288,488	24,458	264,030

注 計算が少し違うが原文のまま

内務省警保局「特高月報」昭和20年5月(?)より。

○ 終戦時集団移入半島人 322,890名(甲143の1)

厚生省提出「大東亜戦争下における就労状況」より

(昭和20年第88臨時国会配布の政府作成資料)

○ 「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」(甲143の1, 乙A108

[-131-])

厚生省援護局

身 分		復 員	死 亡	計
陸	軍 人	89,108	5,870	94,978
	軍 属	45,404	2,991	48,395
軍	計	134,512	8,861	143,373



海軍	軍人	21,008	308	21,316
	軍属	64,639	13,013	77,652
	計	85,647	13,321	98,968
合	軍人	110,116	6,178	116,294
	軍属	110,043	16,004	126,047
計	計	220,159	22,182	242,341

○ 「朝鮮人関係文官恩給計数」 (甲143の1)

3 7 . 2 . 9

アジア局北東アジア課

		国庫支弁		地方費支弁	合計
		恩給局長 裁定	朝鮮総督 道知事裁定		
既裁定		2,404	6,851	560	9,815
未 裁 定	年金	8,032		349	8,381
	一時金	8,626		10,588	19,214
合計		25,913		11,497	37,410

○ 「集団移入朝鮮人労務者数」 (乙A264 [-41-])

1 総数 667,684

2 終戦時現在数 322,890

3 集団移入の種類

種類	期間	人員
総数	1939年9月-1945年4月頃	667,684

自由募集	1939年9月—1942年2月頃	148,549
官あつせん	1942年2月—1944年8月頃	約32万
国民徴用	1944年9月—1945年4月頃	約20万

4 昭和20年3月末移入労務者現在員数

移入者数	604,429
減耗数	328,567
帰還満了帰鮮者	52,108
不良送還者	15,801
職場離脱者	226,497
所在不明者	209,750
内訳    発見送還者	4,121
復帰者	(12,626)
その他	46,306
現在員数	288,488

(イ) 補足説明

a 朝鮮人軍人軍属の復員，死亡別人員数

上記「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」のとおりである（乙A 108 [-132-]）。

b 徴用労務者数

上記各表によれば，「昭和20年2月までの労務者移入総数は大体64万程度となり，同年3月～8月の終戦までの移入数を適当に推定すれば，終戦までの移入総数は65万～70万程度と推定される。上記移入総数は，前記総督府の資料である送出労務者数72万5000名とも大差のないものである（送出総数が日本の移入総数より多数なのは，輸送途次の逃亡者の多かったこと，及び日本以外の南洋，樺太等に送り出されたものが移入数には入っていないこと等に基因するも



のと思われる。)。韓国側の提示した移入労務者66万7684名  
(米国戦略爆撃調査団「戦時日本の生活水準と人力の活用」引用数字)も必ずしも不正確とはいえないものごとくである。」とされている(乙A108[-133-])。

- 第二次世界大戦中に動員された陸軍のうち傷病軍人として恩給を受けたものの累計

陸軍の動員数700万のうち昭和37年当時までに傷病軍人として恩給を受けたものの累計は16万(乙A264[-50-])

イ 日本側の査定

- (ア) 労務者見舞金
- (イ) 復員軍人軍属見舞金
- (ウ) 死亡軍人軍属弔慰金
- (エ) 死亡軍属年金

いずれについても特になし。

(5) 恩給(「韓国人の対日本政府請求恩給関係その他」その1)

- 基礎となる数額及び日本側の査定

(ア) 文官恩給

- 韓国人官吏に対する恩給等諸未払金は、日本恩給局によれば約5億円(甲144[-6-])

(イ) 軍人恩給

特になし

(6) 寄託金(「韓国人の対日本政府請求恩給関係その他」その2)

- 基礎となる数額

(ア) 税関に預託された通貨類

韓国側提示の数値(1051万0220円)とほとんど同額である(乙A343[-17-])。

(イ) 鮮銀券と交換した日銀券

韓国側提示の金額（４８７１万４９６０円）と符合する（乙Ａ３４３  
[- 17 -]）。

(ウ) 旧在日本朝鮮人連盟所属の財産であった預貯金等

法務省民事局第五課長作成の昭和３７年２月２８日付け「旧在日本朝鮮人連盟に対する帰国朝鮮人の寄託金に関する件」と題する文書には、  
要旨「① 終戦直後に帰国した韓国人が旧在日本朝鮮人連盟に総額５４  
５５万円を寄託した事実は認められないが、② 旧在日本朝鮮人連盟所  
属の財産であった預貯金は２７７万１３７２円２１銭、現金は４０万  
４２４円１銭であり、合計３１７万８７９６円２２銭が国庫に帰属し、  
③ 解散団体に指定された旧在日本朝鮮民主青年同盟の所属財産であつ  
た預貯金６９３２円７４銭、現金９５０１円９６銭、合計１万６４３４  
円７０銭が国庫に帰属した」旨記録されている（乙Ａ１８２ [- 3  
-]）。

(エ) 在日朝鮮銀行券の処理状況

在日朝鮮銀行券の処理は、次のとおり総司令部の指令に基づいて行っ  
た（乙Ａ２６４ [- 21 -]）。

① 韓国銀行の李氏立会で焼却した分

昭和２１年 ３月１１日 １４９９万９２００円

昭和２１年 ４月 ３億０６００万円

② 総司令部に返還した分

昭和２３年 １月２３日 １．０１万円

③ パルプ化した分

昭和２３年 １１月２２日 １億６２３２万３５００円

(7) 韓国人の対日本人又は法人請求

特になし



6 第6項（韓国人（自然人及び法人）の日本政府又は日本人（自然人又は法人）に対する権利の行使に関する原則）関係

特になし

7 第7項（前記所在産又は請求権から生じた諸果実の返還を請求する。）関係

特になし

8 第8項（前記の返還及び決済は協定成立後即時開始し、遅くとも6か月以内に終了すること）関係

特になし

## 第2 日本への韓国に対する請求

○ 在朝鮮日本財産（乙A108 [−238−以下]，A183 [−56−（原ページでは−109−）]）

ア 昭和30年7月のアジア局第1課の「日本の在外財産状況」

(ア) 在朝鮮日本財産の推定額につき、1945年価格により、㊶国有財産192億6500万円、㊷法人財産521億0825万4000円（在外財産調査会資料）、㊸個人財産192億0474万円（昭和20年大蔵省令第95号「在外財産等の報告に関する大蔵省令」に基づく報告の集計）の合計905億7799万4000円としている。

なお、引揚者又は法人等の個人以外企業体からの上記在外財産等の報告に関する大蔵省令に基づく報告は「在外財産等報告書」によって行われたが、「在外財産等報告書」の性格については、㊶ 報告書には積極財産のみが記載されており、債務等消極財産の記載はほとんど皆無である、㊷ 報告書に記載されている財産額はいずれも報告者自身の一方的な報告の数字そのままであり、当該財産の所有権についていかなる証拠書類も添付されていない、㊸ 価格はおおむね終戦時の評価額であるが、財産の評価時期、評価方法、評価額等は、報告書によりまちまちであり、その評価額の

正当性は何ら立証されていない、④ 現地通貨により表示された報告額については、終戦時の本邦円への推定換算レートで換算してあるとされている。

(イ) 在朝鮮日本人個人財産調査会の調査結果

上記のうち、個人財産につき251億1155万3000円としている。

なお、在朝鮮日本人個人財産調査会は、朝鮮引揚者中の有識者によって組織されたものである。

イ 日本政府が1961年（昭和36年）11月に米国から入手した1945年（昭和20年）8月現在の在韓日本財産目録

	総 額	南 朝 鮮	北 朝 鮮
総 額	5,246,495,036	2,275,535,422	2,970,959,614
国 有	998,226,680	449,202,006	549,024,674
法人所有	3,544,068,356	1,333,393,416	2,210,674,940
個人所有	704,200,000	492,940,000	211,260,000

以上



これは正本である。

平成24年10月11日

東京地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 丸山 恭一

